

労働者派遣事業関係業務取扱要領(※2020年4月施行分)の改正概要 (2018年7月版からの変更点)

※主な改正事項を掲載

2019.4.1改正

改正箇所(項目番号は改正後のもの)		改正の概要	
第5	事業報告等	1(1)柱書	・事業報告に労使協定を添付しなければならない旨の記載を追加。
		(新設)4(2)へ	・事業所ごとに情報提供すべき事項に「労使協定を締結しているかの別等」を追加。
		4(3)ロ	・派遣元が労使協定を新たに締結したとき及び協定対象労働者の範囲が変更されたときに速やかに情報提供が必要な旨を記載。
第6	労働者派遣契約	(新設)2(1)イ(ハ)②	・派遣契約の記載事項に、「派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度」を追加。
		(新設)2(1)イ(ハ)⑮	・派遣契約の記載事項に、「派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別」を追加。
		(新設)2(3)	・派遣先から派遣元への比較対象労働者の待遇に関する情報の提供に係る記載を追加。
		(新設)2(4)	・派遣先の派遣料金の配慮に係る記載を追加。
		該当箇所	・「電子メール」を「電子メール等」に変更。
第7	派遣元事業主の講ずべき措置等	1③ (新設)1④～⑥	・派遣元が講ずべき措置の概要について、③(法第30条の3)の記載内容を変更し、④～⑥(法第30条の4～6)を追加。
		(新設)4(1)～(9)	・派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇確保のための措置に係る記載を追加。
		(新設)5(1)～(9)	・労使協定による待遇の確保のための措置に係る記載を追加。
		(新設)6(1)～(4)	・職務の内容を勘案した賃金の決定に係る記載を追加。
		(新設)7(1)～(3)	・就業規則作成の際の過半数代表者への意見聴取に係る記載を追加。
		10(1)	・派遣労働者として雇用しようとするときの説明について、派遣労働者から求めがあった場合の対応を削除。(内容を変更し、10(4)に転載)
		(新設)10(2)～(4)	・(2)派遣労働者として雇入れようとするとき、(3)労働者派遣をしようとするとき、(4)待遇の相違の内容及び理由等の説明に係る記載を追加。
		(新設)13(3)イ②	・明示すべき就業条件の概要に、「派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度」を追加。
		13(5)イ	・電子メール等の定義に係る記載を追加。
		15(1)～(3)、(5)	・派遣先への通知事項に「派遣労働者が協定対象労働者であるか否かの別」を追加。
		(新設)20(1)ホ②、⑩	・派遣元管理台帳の記載事項に②協定対象派遣労働者であるか否かの別、⑩派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度に係る記載を追加。
		(新設)29	・短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(ガイドライン)に係る記載を追加。
		該当箇所	・「電子メール」を「電子メール等」に変更。

第8	派遣先の講ずべき措置等	3(3)イ、4(4)	・派遣先に雇用される労働者が通常利用しているもの(福利厚生施設を除く)の利用等に関して、努力義務であったものを配慮義務に変更。
		4(2)	・派遣先が行う教育訓練等について、配慮義務であったものを義務に変更。
		4(3)	・派遣先に雇用される労働者が通常利用する福利厚生施設(給食施設、休憩室及び更衣室)について、配慮義務であったものを義務に変更。
		4(5)	・派遣労働者に関する情報、派遣労働者の職務遂行状況等の情報についての提供について、努力義務であったものを配慮義務に変更。
		(新設)4(6)	・派遣先が教育訓練を実施せず、又は福利厚生施設の利用の機会を付与しない場合の措置(勧告・公表)に係る記載を追加。
		5(4)ニ(ロ)②	・過半数代表者の選出要件に、「派遣先の意向に基づき選出された者でないこと」を追加。 ・労働契約申込みみなし制度の適用がある場合の事例に、「派遣先の意向に基づき選出された場合」を追加。 ・過半数代表者の事務の円滑化のため、派遣先が行うべき配慮に係る記載を追加。
		11(4)ハ③	・派遣先責任者の職務について、「派遣元に提供した賃金水準に係る資料の種類」を「派遣元に提供した派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の業務の遂行状況等の情報の把握」に変更。
		(新設)12(2)⑤、⑩	・派遣先管理台帳の記載事項に、「協定対象派遣労働者が否かの別」、「派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度」を追加。
第10	紛争の解決	(新設)	・紛争の解決に係る記載を追加。
第12	違法行為の防止、摘発	7(3)イ(イ)	・事業報告等に係る違反について、「労使協定を事業報告に添付して提出しなかった場合」を追加。
		7(4)	・労働者派遣契約に係る違反について、「派遣先が比較対象労働者の情報を提供しなかった場合(変更時を含む)」、「派遣元が提供された情報を3年間保存しなかった場合」を追加。
		7(5)ハ	・不合理な待遇の禁止等(法第30条の3及び4)に関する規定の違反した場合に係る記載を追加。
		7(5)ニ	・待遇に関する事項等の説明義務違反について、「雇い入れようとするとき及び労働者派遣をしようとするとき」を追加。 ・派遣労働者から求めがあった場合の説明義務違反に係る記載を追加。
		7(7)	・紛争の解決について、派遣労働者が都道府県労働局長に当該紛争の解決に向けての援助を求めたことを理由として派遣元が不利益取扱いを行った場合に係る記載を追加。
第13	違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表	3(1)~(3)	・派遣先が勧告・公表の対象となる場合について、「比較対象労働者の情報を提供しなかった場合(変更時を含む)」、「教育訓練を実施しなかった場合」、「福利厚生施設の利用の機会を付与しない場合」を追加。
第15	その他	2 第14-1表 講習内容	・「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」を追加。
第16	様式集	様式第11号 様式第25号 様式第26号	・様式第11号(事業報告)の改正 ・様式第25号及び26号の追加